地方独立行政法人岐阜県立多治見病院の第3期中期計画の変更について

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院(以下「法人」という。)の第3期中期計画について、地方独立行政法人法(以下「法」という。)第26条第1項の規定に基づき、法人から知事に対し変更の認可の申請があったため、これを認可することについて、岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例第2条第1号の規定に基づき評価委員会に意見を求めるもの。

1 前提となる事実について

新中央診療棟建設に伴い建設中の第1立体駐車場が、令和3年5月末 に完成する予定である。(第2立体駐車場は令和2年8月に完成)

これに伴い、駐車場管理運営について、令和3年6月から令和18年 5月末までの複数年で業務委託契約を締結することとしている。

【主な業務内容】

- ・ 既存駐車場を含む病院駐車場の料金徴収
- 自動車誘導
- 乗降支援 等

2 中期計画変更の内容

「中期目標期間 (R2~R6 年度) を超える債務負担 (1億円以上のものに限る)」として、立体駐車場管理事業を追加する。(法第26条第2項第7号、岐阜県地方独立行政法人法施行細則第6条第3号)

※詳細は、資料2参照